

死亡山羊・めん羊の 伝達性海綿状脳症(TSE)検査の 対象月齢が変わります。

令和4年4月1日より

12カ月齢以上⇒18カ月齢以上

家畜伝染病予防法施行規則が改正され、検査対象月齢が上げられました。

【検査対象】

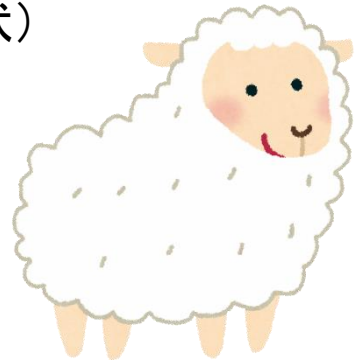
●推定18カ月齢=1歳半以上で死亡した
全ての山羊、めん羊の死体

●月齢に関わらず

以下の特定症状を呈す山羊、めん羊
(搔痒感及びそれに伴う脱毛、無気力化、
麻痺、運動失調、発育不良等の臨床症状)

家畜保健衛生所に搬入して検査します。

電話でご連絡ください。



ご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

中央家畜保健衛生所

電話番号 : 058-201-0530

時間外・夜間・休日 : 090-7024-5269